令和４年
2022年
６月号

ニュースレター

弁護士法人 今津法律事務所

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年１回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士　今津　泰輝

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル８階
☎ 03- 5224- 3235
info@imazulaw.com

連載　令和２年個人情報保護法改正について②

令和２年個人情報保護法改正が、本年４月１日から施行されています。前回ご紹介した内容は、プライバシーポリシーに関係する主要な改正点でした。今回ご紹介する内容は、該当する場合の取扱いを確認しておくべき点となります。

◆利用停止等の請求の拡大

本人から事業者に対する保有個人データの利用停止等の請求が認められる場合として、事業者において当該データを利用する必要がなくなった等の場合も追加されました。

◆第三者提供記録の開示請求

法令上、事業者が個人データの一定の第三者提供を行った場合に作成することが義務付けられている第三者提供記録について、本人からの開示請求権が認められました。

◆開示請求における開示方法の指定

本人が事業者に対して保有個人データの開示を請求する際に、開示の方法を本人が指定できるようになりました。もっとも、電子データで提供する場合における、その具体的な提供方法は、事業者において定めることが可能です。

◆外国にある第三者へ個人データを提供する際の情報提供義務

ＥＵ・英国以外の外国の第三者に対して個人データを提供する際に、一定の情報を本人に対して提供する義務が課せられます。

提供すべき情報の内容には、提供先の外国の名称や、外国の個人情報保護制度に関する情報等も含まれます。外国の個人情報保護制度については、個人情報保護委員会がウェブサイト上で情報を公表しており、参考になります。

◆個人関連情報の第三者提供

提供元では特定の個人を識別できないものの、提供先では特定の個人を識別できることが想定される「個人関連情報」を提供する場合には、提供先が本人の同意を得ていることについて、提供元による確認・記録が義務付けられました。この場合は、提供先においても一定の確認・記録が義務付けられます。

詳細なご説明は割愛しますが、クッキー情報等を用いたターゲティング広告等を行っている等の場合に確認が必要となり得る改正点です。

◆漏えい等の報告・本人への通知義務

一定の個人データの漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務付けられます。報告は、個人情報保護委員会のウェブサイト上のフォームに入力する方法により、約３～５日以内に速報を行い、また、原則３０日以内に確報を行う必要があります。

時事ニュース～裁判所の判決のちょっとした変化～

ややマニアックな話題になりますが、最近、裁判所の判決にちょっとした変化が生じています。といいますのは、従来、裁判所の判決において、読点には、「，」（コンマ）が用いられていたのですが、本年４月頃から、「、」（テン）が用いられるようになっています。

これは、公用文作成の手引の現代化を目的とした、文化審議会による本年１月の「「公用文作成の考え方」について（建議）」において、横書きではコンマを用いるという従来の考え方から、原則としてテンを用いるという考え方へ変更されたことによるものです。

従来は、弁護士が裁判所に提出する書面においても、裁判所に合わせてコンマを使用している例も多く見られましたが、今後は、そのような例も減少していくかもしれません。

民事裁判手続のＩＴ化等について

従来、民事裁判手続では、書面は郵送又はＦＡＸで提出し、裁判所で開催される期日も、電話会議が可能である一定の場合を除き、代理人が現実に出頭する必要がありました。

近時、民事裁判手続のＩＴ化が進められており、それに関する民事訴訟法等改正も、本年５月１８日に成立しました。改法法は、令和７年度（２０２５年度）中の全面施行が予定されているとのことです。

◆現行法下でのＩＴ化の動き

現行法下においても、次のとおり、ＩＴ化が進められています。

まず、令和２年２月頃から、争点整理手続段階における、ウェブ会議の活用が進められています。現在では、弊所がご依頼を受けている事件でも、ウェブ会議で開催される期日の方が多くなっています。

また、本年２月から、一部の裁判所において、書面をシステム上でアップロードすることにより提出可能とする、民事裁判書類電子提出システム（ｍｉｎｔｓ）の試行運用も開始されています。

◆ＩＴ化に関する法改正の内容

ＩＴ化に関する法改正は、次のような内容です。

・訴状等を含めた裁判書類を、インターネット上で電子提出することが可能となります。

・弁護士が訴訟代理人となる場合には、裁判書類の電子提出が義務付けられます。

・裁判所からの送達が必要な書類について、当事者が連絡先を届けている場合には、電子送達が可能となります。判決の電子送達も可能となります。

・訴訟記録が電子化されます。

・口頭弁論期日（法廷で実施される裁判の期日）をウェブ会議により実施することも可能となります。

・電子データの証拠調べに関する規律が設けられています。

・ウェブ会議による尋問を可能とする要件が緩和されます。

・当事者・利害関係者は、裁判所外の端末からも、電子化された訴訟記録を閲覧・謄写することが可能となります。

このような民事裁判手続のＩＴ化が進むことによって、間接的にですが、弊所のお客様の利便性も高まることを期待しております。

◆ＩＴ化以外に関する改正内容

なお、今回の民事訴訟法等改正には、ＩＴ化以外に関する内容も含まれています。具体的には、次のような内容です。

・準備書面の提出・証拠の申出の期限が遵守できなかった場合には、その理由の説明義務が課せられます。

・「法定審理期間訴訟手続」が新設されます。この手続は、当事者双方の同意があることが要件で、これによることが決定されてから２週間以内に期日が指定され、その期日から６か月以内に審理が終結し、その１か月以内に判決が言い渡されるという手続です。

・被害者が加害者に対して訴えを提起する際に、一定の要件を満たす場合には、加害者に対して住所・氏名等を秘匿することができる制度が新設されます。

ウェブセミナー動画配信のご報告

弊所では**企業に求められるハラスメント対策**セミナーを、本年２月２２日～３月３１日の期間限定で、動画配信いたしました。大変有り難いことに、ご好評を頂きましたので、見逃した方や再度視聴したい方のために、視聴のお申し込みを受け付けております。詳細は個別にご案内させて頂きますので、ご希望の方は弊所までご連絡頂けますと幸いです。

事　務　局　便　り
カラフルな巻き寿司

今回は、事務局愛用のテイクアウト専門店「MAKI-Handrolls」をご紹介させて頂きたいと思います。「MAKI-Handrolls」は、東京サンケイビルの地下２階に入っており、野菜やお肉などをバランスよく取れる見た目も鮮やかな巻き寿司を、１本約２００円から購入することができます。お気に入りは、ピンクの酢飯がきれいなビーツと野菜の巻き物です。唐揚げやお魚のフライなどがついたお弁当もあります。

ランチタイムにはドリンクが割引になるサービスを行っており、ワンコインで食事とドリンクが楽しめます。単品の巻き物は片手で食べられるようになっているため、残業中の強い味方にもなってくれると思います！お近くにお立ち寄りの際は、ぜひお試しいただければ幸いです。

規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟、紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話（☎03-5224-3235）へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和４年６月９日　発行元: 弁護士法人今津法律事務所　所在地: 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル８階　当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。